

会 議 録	令和 4 年10月 3 日作成	令和 8 年 3 月末日廃棄
会議名	京都府東山察署協議会（令和 4 年度第 2 回）	
開催日	令和 4 年 9 月29日（木曜日）	
時 間	午後 2 時30分から午後 4 時45分までの間（ 135分）	
場 所	京都府東山警察署 講堂	
出席者	<p>佐々貴会長、石田副会長、竹内委員、細野委員、平井委員、小林委員、高安委員、上田委員、高木委員 計 9 人</p> <p>-----</p> <p>署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長交通課長、警備課長、地域課長代理、広聴相談係長 計11人</p>	
諮 問 事 項	<p>1 災害対策について</p> <p>2 新たな移動手段等について</p>	
会 議 内 容	<p>1 会長挨拶 司会 副会長</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 前回の警察署協議会（成人年齢引下げに伴う諸問題について）での委員からの要望に対する警察の回答</p> <p>【委員】委員からの要望は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司会等との連携 ○ 新入学生等の若年層に対する防犯意識の向上 ○ クレジットカードのリボ払い等のお金の使い方に関する教育支援 <p>【警察】保護司会等、関係機関との連携については、今後のコロナ情勢を勘案し、少年法改正をはじめとした少年を取り巻く情勢について情報共有を図っていく。</p> <p>若年層に対する防犯意識の向上については、6月15日に京都女子大学に署員を派遣し、新入生や一人暮らしの学生を対象に、成人年齢引下げに伴う悪質商法等の被害防止や犯罪被害防止のほか、護身術を学ぶ安全教室を開催した。今後も管内の大学等と連携し、安全安心な学生生活を送るための予防教育への支援をする。</p> <p>リボ払い等のお金の使い方教育については、悪質商法被害やクレジットカードを巡るトラブル防止のための「地域安全ニュース」を作成</p>	

し、地域会合や夏祭りで配布したほか、スクールサポーターによる高校生に対する非行防止教室においても、トラブル防止等について注意喚起する。

4 協議

(1) 諮問事項説明

災害対策について～警備課長

【委員】機動隊での見学で、災害救助の資機材運搬車両を見せてもらったが、どれも普通車に比べて大きかった。

発災時には道路も寸断されることから、このような大きな車両では近くまで行けないのではないか。

【警察】道路事情により資機材運搬車両が現場に近づけない場合には、必要な資機材を小型車に積み替え移動する。そのための小型運搬車両も配備されている。

【委員】警察の救助活動はどのくらいの期間で実施するのか。

【警察】発災直後の救助活動は、短期間に集中して実施する。活動が長期間に及べば、部隊員の疲労による二次災害の発生や資機材の故障のおそれもあるため、短期間の活動で切り上げ、次の部隊に引き継ぐようにしている。

【委員】消防や自衛隊との連携はどうしているのか。

【警察】災害救助に関し、消防や自衛隊との棲み分けというのはない。それぞれの保有資機材と対処能力を踏まえ、現地指揮所で調整する。

【委員】東山警察署でのライフラインはどのように維持しているのか。

【警察】当署では当面の飲料水と非常食を備蓄している。電気については、非常用電源設備で発電した電気を優先的に供給するコンセントを設置し、真に必要な電気機器のみを動作させて業務を維持する。

【委員】土砂に埋まった人の生命反応を探すような機械はあるのか。

【警察】そのような装備はないが、災害救助犬と連携して被災者を探すこともある。

【委員】土砂災害の場合、土の質によって救助方法も異なると思うが、警察には土壌の専門家はいるのか。

【警察】各地方での土壌の特色についての教養は実施しているが、警察部内に土壌の専門家はいない。大きな災害になれば、現地指揮所から土壌の特性についての情報を得る。

(2) 諮問事項説明

新たな移動手段等について～交通課長

【警察】委員は大学生であるが、委員自身又はご友人で、電動キックボード等の新たな移動手段を使用したことはあるか。使用したことがあれば

その際の感想についてお聞かせ願いたい。

【委員】私は新たな移動手段を使用したことはなく、友人からも実際に使用したという経験談を聞いていない。かつて、友人と電動キックボードのレンタルについて会話したが、借り方や乗り方がよく分からず、結局借りなかった。今日の協議で、一口に電動キックボードと言っても、免許やヘルメットの要否が細分化されていることが分かった。新たな乗り物ということで若年層で興味を持つ者も多いだろうが、正しい乗車方法を学ぶとともに、単に「気軽で楽しそう」という感情だけではなく、法律で定められた乗り物であるという緊張感をもって利用すべきだと思う。

【委員】特例電動キックボードは、東山区内の1号線での使用はできない原付扱いとのことであったが、これはレンタル業者が使用者に個別にレクチャーするのか。

【警察】利用規約があるほか、認定区域を離れると警報音が鳴ると聞いている。

【委員】新たな移動手段が増えると、道路標識も増えるのか。

【警察】原付バイクに相当する電動キックボードは、二輪車を規制する既存の標識に従って走行する。普通車に相当するミニカーは、四輪車を規制する標識に従う。

【委員】今後の新たな電動キックボードには運転が不要なものもあると聞いたが、同様に運転免許が不要な電動自転車との棲み分けはどうなっているのか。

【警察】電動自転車は軽車両として分類されるため、免許は不要である。
免許不要の電動キックボードは、16歳以上で乗車できる予定なので、教育委員会を通じて、高校生を対象とした交通安全教育を図っていく計画がある。

【委員】電動キックボードでの傘さし運転は違反なのか。

【警察】傘さし運転は自転車と同様に、電動キックボードでも禁止されている。

【委員】移動手段が増えると利便性も向上するだろうが、その一方で、移動手段がどの分類に属するか、その運転態様が違反に該当するかを瞬時に判別しなければならない。警察はこれから大変ではないか。

【警察】委員ご指摘のとおり、新たな移動手段の出現により、日常生活の利便性は向上するが、その反面、道路上での危険性も増大する。

どの移動手段がどの分類に属しているかを見極め、違反行為は看過せずに指導取締りを行い、交通安全を確保していきたい。

会 議
内 容

令和4年度第3回東山警察署協議会は、令和4年12月に実施予定であり、
後日日程調整する。

以上

第2回京都府東山警察署協議会の開催状況

